

令和5年高島市農業委員会第5回総会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月10日（月）
午後1時30分から午後2時50分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 11・12
- 3 出席委員（17人）

会長	6番 中田正敏
副会長	9番 地村満信
	1番 左崎 泉
	2番 松村茂與門
	3番 水口 淳
	4番 高木敏一
	5番 采野 哲
	7番 前川高康
	8番 岡本義治
	10番 中川幸雄
	11番 西澤恵美子
	12番 日置克己
	13番 高城伸司
	14番 山田善嗣（議事録署名委員）
	15番 萬木喜代次
	16番 小島 明
	17番 足立哲夫（議事録署名委員）
- 4 欠席委員（2人）

18番 東村定典
19番 河原林幸和
- 5 遅参した委員（1人）

11番 西澤恵美子

- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和（省略）
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	報告事項

 - 第1 令和5年度高島市農業再生協議会総会について
 - 第2 令和5年度第1回高島市農産ブランド認証委員会について

第 3 三年三作通知の廃止に伴い誓約書および理由書の添付を求めないことについて

- 第 3 報告第 1 1 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 4 議案第 2 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 2 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 2 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 2 9 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第 8 議案第 3 0 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 連絡事項

(1) 令和 5 年第 6 回総会について

- ・ 日 時 令和 5 年 6 月 9 日（金） 午後 1 時 3 0 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 9 ・ 1 0

8 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	次長	中川美知夫
	主任	大辻加奈子
	主事	南村 悠斗

9 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	中川美知夫
	局次長	伊庭 久美
	参事	青谷 和夫
	参事	前河 康史

1 0 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただきまして有難うございます。 まず、最初に令和 5 年第 5 回高島市農業委員会総会に先立ちまして、前回、第 4 回総会で追加議案としてご審議いただきました議案第 2 4 号「県営上安曇地区経営体育成基盤整備事業参加資格交替の申出について」、および議案第 2 5 号「県営青井川地区農村地域防災減災事業参加資格交替の申出について」の補足説明をさせていただきたいと思います。 お手元に、事業概要をまとめました資料およびカラー刷りの平面図、前回の議案書をお配りしています。 まず、県営上安曇地区経営体育成基盤整備事業でございますけれども、資料の一枚目でございます。こちらの方は全体面積が 1 8 6 ヘクタール、そ
-----	---

のうち受益面積が154.6ヘクタール、地権者の方が310人、受益戸数は274戸でございます。このたびの事業につきましては、土地所有者が事業に参加する、土地改良事業の参加資格というようなものでございます。土地改良事業は、基本は土地所有者、耕作者が兼ねておられる場合はその方が事業の参加資格者、耕作者が農地法の3条でありますとか、基盤強化促進法に基づきまして、耕作権なり利用権を設定されている場合には、その方が土地改良事業の参加資格者というようなことになるんですけれども、このたびは土地所有者が参加資格者とする取り扱いをされまして、その土地所有者に、耕作者から土地所有者に参加資格を交替する申し出がありました。こちらにつきましては土地改良法に基づきまして、農業委員会の承認が必要というようなことになっているものでございます。

今回の申出者数につきましては、先ほど申し上げました基盤強化法なり農地法によりまして耕作者である権利を持っておられる方が35名、またその土地を貸しておられる方につきましては87名おられるわけなんですけれども、その耕作者から土地所有者に資格交替を申し出られました。その対象面積が390,219平方メートル、その事業全体の面積に対しまして25.2%というようなことでございます。

また、上安曇地区ほ場整備事業区域の中で青井川の河川改修を行います「青井川地区農村地域防災減災事業」につきましても、同じく参加資格の交替の申し出られたということでございます。

まず資料でございますが、先ほど申し上げましたような概要が1枚目、まず地区名から始まりまして事業主体が今回の場合は滋賀県になります。受益面積は先ほど申し上げました154.6ヘクタール、受益戸数が274戸、総事業費でございますが、まだ確定はいたしておりません、予定でございますが61.4億円、事業期間につきましては令和5年から20年度というような形で計画されています。区画整理が154.6ヘクタール、道路、用水路、排水路、暗渠というような形で計画をされているというところでございます。参考でございますが、県営上安曇地区人・農地プランということでございますが、こちらは県営のこちらの事業をするにあたりまして、全体で8個の集落がひとつの人・農地プランを構成されているというようなことでございます。このような形で、将来的には集積率が98.9%、集約率につきましても98.7%を目指されているというようなところで、今後の農業経営を考えられているというようなところでございます。続きまして地図の方でございますが、こちらが計画図というふうな形でエリアにつきましては、このまま変わらない予定で進めるというようなことでございます。また県営青井川地区の資料が次ページ以降に続くこと

事務局	になるわけなんですけれども、こちらにつきましては、ほ場整備をするエリアに流れております青井川という川がございます。こちらの方の河床を下げたり用排水を適切に流れるようにするために、青井川を改修する必要があるわけなんですけれども、それとほ場整備を一体的にすると、事業はふたつに分かれておりますが、一体的に事業を行っていくというようなことでございます。こちらの方の事業がこちら事業主体は滋賀県がされます。総事業費につきましては19.2億円、工期につきましては令和5年から14年度を計画されているというようなところでございます。県営青井川地区の参加資格者につきましても、基本的に先ほど申し上げました考え方と同じで耕作者から土地所有者に参加資格者を交替するということで、農業委員会の承認が必要であるというところから申請をされたところでございます。前回の資料につきましてもお手元に届けさせていただいておりますが、こちらにつきましては時間の都合もございますので説明は割愛させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。この件につきまして、何かご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。 (質問なし) よろしいでしょうか。それでは、令和5年第5回高島市農業委員会総会を開会いたします。本日は16名の委員にご出席を賜っております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、在任委員の過半数以上であり、本総会が成立いたしますのでご報告をいたします。 なお、欠席の委員は、19番 河原林委員、18番 東村委員です。また、11番西澤委員は遅れるとの連絡が入っております。 続きまして、総会開会前の連絡事項を申し上げます。 本日の案件は、報告事項3件、報告案件8件、農地法に基づく許可等案件として、第3条関係案件14件、4月1日から下限面積要件が廃止されたことによりまして、新たに意欲をもって農業を始める方が増加されたということで、3条案件が14件と増加しているということでございます。第4条案件1件、第5条案件6件、市長部局からの案件としまして「高島市農用地利用集積計画 案件」が26件、「農業改善計画認定案件」が2件、計60件につきましてご審議をいただくことになっておりますが、本日の総会では、感染症対策の観点から、農業委員会憲章の唱和、および議案朗読を省略させていただきますとともに、議案説明につきましてもできる限り短縮をさせていただきます。各委員におかれましても、スムーズな議事
-----	--

	進行にご協力をいただきますようお願いいたします。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議をいただきます議事日程第4、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」は 〇〇番 〇〇〇〇〇〇に退席を求め、他の案件と切り離し審議・採決をいただくこととなります。また、議事日程第7、議案第29号「高島市農用地利用集積計画の決定について」は、〇〇番 〇〇〇〇〇〇、〇〇番 〇〇〇〇〇〇に退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
事務局	本日、委員のお手元に「令和5年第5回高島市農業委員会総会参考資料」を配付させていただいておりますのでご確認をお願いいたします。なお、参考資料のうち、個人情報が含まれているものにつきましては回収をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、総会の開会に際しまして中田会長がご挨拶を申し上げます。
会長	《会長挨拶》
事務局	これより後の総会の議事進行につきましては、高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、中田会長をお願いいたします。
会長	それでは、これより、令和5年第5回高島市農業委員会総会を開会いたします。
会長	本日の議事日程に従い、会議を進めさせていただきます。 日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名をさせていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、14番 山田善嗣委員、17番 足立哲夫委員ご両名を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題といたします。 まず第1「令和5年度高島市農業再生協議会総会について」ご出席をいただきました地村副会長からご報告をお願いいたします。
地村副会長	9番 地村です。先月4月19日に再生協議会総会がレーク滋賀農協新旭支店の3階のホールで開催されました。会長さんが県の会議に出席されましたので、私が代理出席をさせていただきました。まず任期満了による

	役員の選任につきましては、副市長の中川氏が引き続いて、再生協議会の会長に就任されました。そして令和５年度の事業計画案として、経営所得安定対策事業およびたかしま野菜生産振興事業等が提案され、原案どおり承認されました。また、それぞれの収支予算案についても原案どおり承認されました。以上でございます。
会長	はい、ありがとうございます。本件について、何かご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それでは、ご意見ないようでございますので、次に、第２「令和５年度第１回高島市農産ブランド認証委員会について」出席をいただきました采野委員から報告をお願いいたします。
采野委員	５番 采野です。右上に資料１と書いてあるのをご覧ください。令和５年度第１回農産ブランド認証委員会についてご報告いたします。書類のとおり認証は個人８名、１団体３１件、２２品目です。ランク１とランク２の申請がございました。それぞれについての詳細につきましては、次のページ以降にあるとおりでございます。それぞれのことに慎重に審議した結果、すべて認められる、認証されるということになったことをご報告いたします。以上です。
会長	本件につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようでございますので、次に第３「三年三作通知の廃止に伴い誓約書および理由書の添付を求めないことについて」事務局から報告いたします。
事務局	報告事項の３、三年三作通知の廃止に伴い誓約書および理由書の添付を求めないことについて報告いたします。参考資料１ページ右肩に資料２とある資料をご覧ください。農地法第３条により農地の所有権を取得しようとする場合に、取得後３年以上は耕作の事業に供する旨の誓約書の添付を求め、取得後３年を経過しない農地について転用等の許可申請がなされる

	場合には、理由書の添付を求めることとしてきましたが、資料の2ページをお開きいただきたいと思います。資料2ページのとおりに滋賀県農政水産部長名で「令和5年3月31日限り、三年三作通知を廃止する」旨の通知がございました。廃止されました理由として、農地法施行規則第10条第2項第10号のその他参考となるべき書類について、添付書類の簡素化を図るため、一律に添付を求めることのないようにすることとされたところ、三年三作通知によって添付を求めている誓約書および理由書は、農地法第3条、第4条および第5条許可の審査において、一律に必要な書類とは言えない、また、農地取得後3年以内は転用を認めない運用については、農地転用許可基準との関係が明白でないため、適切でないと言われたためです。 以上のことから、本年4月1日より、三年三作通知を根拠とした誓約書および理由書の添付は求めないこととしておりますのでご報告いたします。以上でございます。
会長	本件につきまして、ご意見やご質問はございましたら、ご発言いただきたいと思いますのですがございませんか。はい、采野委員。
采野委員	5番 采野です。先ほど会長のごあいさつにもあったとおりなんですけれども、三年三作の誓約書が判断が変わったということなんで、会長のお話にもあった、3条をここで許可を認可したあと、極端に言うと次の月に転用ができるということが、我々の判断としては、法律上やむを得ないという認識を持っといたらいいいということですか。
事務局	法律上はやむを得ないということではあるかと思いますが、3条の申請をしていただく時に、その農地は耕作するということで申請をしていただきますので、せめて一作はしていただきたいということはあるかと思います。
会長	それ、言えるんですか。
采野委員	そこがね、今までも色々あったんですけども、我々法律に基づいて判断するということなんで、そういうお願いということがもう、そもそも、もう、ということなのかなという確認をしたかったんです。
事務局	ただ今の件につきまして、今■■■■は「思います」というような発言をしましたが、思うではなくて現実は一回一回の状況に応じて、その時点での

	転用の判断というような形になります。ですので采野委員ご懸念、皆さんもご懸念されていると思いますが、3条許可をとってその翌月に、3条でとったものが自己転用4条を出すというようなことは全く皆無ではない、全く不可能ではないというような形でございます。ただその時点、時点での計画でありますとかそういうもので判断をさせていただくというようなことになるということでございます。
采野委員	わかりました。
会長	他、ございませんか。松村委員。
松村委員	2番 松村です。国からそういった形で指導があって県の通知がなされたということについては、これは農業委員会としては守っていかなん、ただ内容を見てみますと、あくまで誓約書なり理由書を一律に添付させることのないようにしなさいと、今まではとにかく誓約書は有無をいわず、全部の案件で誓約書なり理由書を出させてきた、そういうことをするな、という通知やと解釈しています。先ほども言われたようにケースバイケース、さらにこれはおかしいものはおかしいと言っていける。ただそのへんのものさしが非常に難しいと思いますので。また、会長の方で県の会長会なり、全国の会長会議で、いろんな意見がこれから出てくると思うんですよ。いわゆる悪質な案件は必ずあります。地域計画に位置付ければそれでいいじゃないか、ただ地域計画が100%できているかというところ、全部できていませんし、その網目をぬって地域計画のないところで、出てくるケースというのは必ず出てくると思いますので。そこらへんでこういった対応をしていったらいいのかというのは、これ全国これから模索やと思うんですね今年度から。そのへんは県なり国の会長会議あたりで持ち寄っていただいて、こういうひどいケースが出てきている、それをどうするんやという形で、一定まとめていってもらい必要があるのかなと。そのへん今年度から来年度あたりで状況を見ていく必要があるかと思うんです。今采野くんが言いましたように、今月出して来月即転用というような極端なやつはすぐには出てこないと思うんですが、下限面積も撤廃されました。今月も3条見てみますと3反、4反、2反くらいの3条がばんばんあがってきています、これほんまに10年後も耕作されているんやろうかという懸念は最後まで残ります。けれどもそれはいわゆる許可基準としては、そんな懸念があるから許可しないということはできないというのもわかっている。そういう懸念は残っている。それが、転用にむすびついたりしないよ

会長	うに、それが農業委員会の責務やと思うんです。そのへんを全国なり、事例がどういったものが出てくるかというのが、これからまとめていく必要があるかと思うんです。そういった形で事務局なり会長の方でご足労をこれからお願いしたいと思います。以上でございます。 ちょっと発言させていただきます。私の記憶が間違いないとしますと、この3条、転用の三年三作の誓約書につきましては、確か4年くらい前の改正かなにかで不要にしようと国の方からの通達があったように記憶しておりまして、滋賀県でその辺のところを、県の諮問委員会の中で協議をさせていただいたときに、滋賀県はつけていこう、というふうなことで、各市町の農業委員会で合意をさせていただいた経緯がございます。他の都道府県もそういったところがあったのではないのかなと推察をしているんですけども、調査した結果、していない県としている県があったというふうなことで、おなじ許可、農地法に基づくものの許可をしているにも関わらず、それぞれのところで判断が異なるというのはいかがなのかというのが農水省さんのお話かなというふうに思っておりますので、そのへんをどう運用していくのかということについては、非常に難しい問題があるのかな。自分たちが地域の中で農業をやりながら、私も農業者ですので、その中で考えていきますと、こんなん許可できんわねということになるんですけども、法律的に要件が整えば許可をしなければならないというふうな、皆さん方も過去の案件の中でそれぞれそういう中でご判断をいただいている部分があったように私自身も記憶しておりますが、松村委員の方から、全国的な中でということもございますので、この点につきましては滋賀県の農業会議の方から、また国の方ですね、言っていただくというふうなことも踏まえた中で、やはり何が適正かというのは、農地を守るということが、私は側にたって判断していくのが農業委員会の判断としては適正であると。農地法というのは、そもそもそういうものやいうふうに思っておりますので。やむを得ない場合については例外的に認めますよというのが4条なり5条なり、いわゆる農地から農地でなくなるようにしていくというのが考え方やと思いますので、この点につきましてもまとめさせていただいて、また県の方へ申し上げていきたいというふうに思いますし、それをまた、県の会長の方から全国の方へつないでいっていただくというふうな方向にさせていただきたいなというふうに思っております。ただやはり現場でその判断に立ち会っていただく皆さん方、農業委員、私も含めてですけども、きちっとこの人、本当に3条許可したら田んぼ耕作する人やねといえるか、それともすぐ転用しやはるやろうなというのか、中間点はわ
----	--

	からないと思いますけど、両極端になれば見えてくるのかなというふうに思いますので、3条で許可出してもらったらさせてもらいますけど、きばって作ってくださいよ、耕作してくださいよ、というふうな声掛けしていただくことは、作らなければ許可しませんよとかいう話ではなしに、3条許可を出させていただくのは農地として守りたいから、耕作者が変わるということで耕作してくださいよということを、やっぱり、その言葉をかけながらやっていかんとうしようがない部分があるのかな、そういうふうにも考えておりますので、その点につきましても皆さん方それぞれしっかりと扱いについては、AさんはOKと言っているし、Bさんは違うことを言っていたりすると、また法的な課題も出てまいりますので、このことも踏まえて、ひとつご指導をいただきたいなというふうに思っています。他、何かございませんか。 (意見なし)
会長	それでは、これまた重要な案件でもございますので、また一回説明をいたしませんでした、下に農水からの通達とかが出ておりますので、いくつかの項目でどういう判断をしているということも書いてございますので、その点を一回お読みいただいてご理解をいただければ結構かなと思います。それではご意見につきましては以上でございますので、日程第2「報告事項」を終わりとさせていただきます。
会長	次に、日程第3報告第11号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局からの説明をいたします。
事務局	3ページをお開きください。報告第11号 農地の転用事実に関する照会について。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号8について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、非農地の旨を、会長専決規程により回答しましたのでご報告いたします。以上でございます。
会長	それでは本件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ないようでございますので、日程第3「報告第11号」を終わりとさせて

	いただきます。
会長	次に、日程第4 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきましたそれぞれの農業委員から説明をお願いいたします。
事務局	議案5ページをお開きください。高島市農委議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」6ページをご覧ください。 番号1。所有権の移転 申請位置図等は、報告・議事案件資料集1ページから5ページをご参照ください。 申請地は、譲渡人は農業経験がなく耕作されていませんでしたが、譲受人が農地を受け継ぎ活用したいと売買の申出をしたところ、話がまとまり所有権移転するものです。2筆とも農地復元計画書を添付されております。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
左崎委員	1番 左崎です。ただ今事務局の説明のあったとおりでございます。譲受人の方に話を聞いたところ、ジャバラなどの柑橘系の樹木も栽培をするということを考えておられるということでした。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
事務局	番号2。申請位置図等は、報告・議事案件資料集5ページから7ページをご参照ください。申請地は、譲渡人において、遠方に居住していることから、規模拡大を目指す譲受人に売買により所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
前川委員	7番 前川です。今事務局からの説明があったとおりです。この土地については青地なんですけれども、ちゃんと耕作するということを譲受人の方から聞いています。よろしくお願いいたします。
事務局	番号3。申請位置図等は、報告・議事案件資料集7ページから9ページをご参照ください。申請地は、譲渡人において、遠方に居住していることから、維持管理ができないため、譲受人に売買により所有権移転するもの

前川委員	です。譲受人世帯の住所地から１００メートルに位置し、野菜を栽培する目的で利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
事務局	７番 前川です。譲受人は野菜づくりに関心を持たれています。よろしくお願いします。 番号４。申請位置図等は、報告・議事案件資料集９ページから１１ページをご参照ください。申請地は、譲渡人において、高齢のため耕作を継続することが難しくなり、譲渡法人に売買の申出をしたところ、農業の規模拡大を行う上で便利がよいと、話がまとまり所有権移転するものです。 譲渡法人におきましては農地所有適格法人であり、米・大豆を主に生産され農作業受託もされており、農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	９番 地村です。ただ今の事務局の説明のとおりでございますが、この農地はですね、譲受人の会社の隣にあります。写真１１ページですね。耕作をしていくという、別に何も心配ないと思います。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号５。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１２ページから１４ページをご参照ください。申請地は休耕されてきた畑で、譲渡人において年齢的に営農するのは難しく、隣地でカフェを経営する準備をしている譲渡法人に、売買により所有権移転するものです。農地復元計画書を添付されており、復元後は有機野菜を栽培し、レストランカフェの食材として提供する計画です。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	９番 地村です。本人さんとも面談したんですが、経営面積０となっています。やる気はあるんですかということで十分にチェックしたつもりです。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号６。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１４ページから１６ページをご参照ください。申請地は、譲渡法人において、仮登記し管理して

	いる畑で、今般、相続登記ができたことにより、所有権を移転するものです。譲受法人は、農地所有適格法人であり、米・大豆・果樹を主に生産され、農作業受託もされており、農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	9番 地村です。譲受人はですね、大規模にやってらっしゃいます。問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号7から番号8は関連性がございますので、まとめて説明させていただきます。申請位置図等は、報告・議事案件資料集16ページから18ページをご参照ください。申請地は、各譲渡人において、耕作ができない田を、近隣の住宅を購入した譲受人が畑として利用し、あこがれの野菜作りをするため、所有権を移転するものです。農機具として、耕運機、一輪車、軽トラックを購入し、にんにくや長芋を栽培する営農計画書を添付されています。申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
日置委員	12番 日置でございます。ただ今事務局の説明のあったとおりです。譲受人はこの土地のちょうど南側に住宅地があるんですがそれを購入されて、なおかつその家の裏、北側にですね、2件の方の農地がございます。今までは一体的に処分したかったと聞いているんですけども 今回3条の下限面積が解除されたということで、その恩恵でこうして話ができたといいことを聞いております。どうぞご審議よろしくをお願いします。
事務局	番号9 申請位置図等は、報告・議事案件資料集19ページから20ページをご参照ください。申請地は、譲渡人が相続した農地ですが現状では耕作面積の拡大が難しく、居住地に近く農業の規模拡大を行う上で便利がよいため、譲受人に売買により所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	9番 地村です。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。現地確認し確認をいたしました。よろしくご審議をお願いします。

事務局	番号１０から番号１１は関連性がございましたので、まとめて説明させていただきます。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２１ページから２６ページをご参照ください。申請地について、番号１０の譲渡人は高齢のため、番号１１の譲渡人は機械等の更新に多額の費用がかかることから農業を続けることが困難となり、農地を手放すことを考えていたところ、譲受人より売買の申し出があり、所有権を移転するものです。譲受人はかねてより、集落の耕作者が減り耕作放棄地が増えていくことを心配し、周囲の協力を得て新規就農し、水稻栽培を中心とした農業経営を行う営農計画書を添付されています。申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
足立委員	１７番 足立です。内容につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりでございます。経営面積が０となっておりますが、説明のとおり、他の農家さんの協力を得て水稻栽培を中心に経営をしていくというようなことを聞いています。以上でございます。よろしくお願いします。
事務局	番号１２。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２７ページから２８ページをご参照ください。申請地について、譲渡人は遠方に住んでおり耕作をすることが難しく、規模拡大を考えていた譲受人と売買の話がまとまり、所有権を移転するものです。農機具はリースで確保し、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
足立委員	１７番 足立です。内容につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。現場も確認いたしました問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
事務局	番号１３。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２９ページから３１ページをご参照ください。申請地について、譲渡人は今年３月に実家の農地を相続しましたが、農業経験がないため、古民家と農地を活用して観光客を迎え入れる事業を行いたい譲受人に、売買により所有権を移転するものです。申請地はなわしろの場所として活用されていたことから、今後は野菜を栽培する計画で農機具は使用せず、まずは芋を栽培する営農計画書を添付されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。

足立委員	１７番 足立です。内容につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。ここの譲渡人の実家ということで、今現在は空き家というふうなことでございますが、古民家を利用して野菜栽培をするということを聞いています。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号１４。申請位置図等は、報告・議事案件資料集３１ページから３３ページをご参照ください。申請地について、譲渡人は維持管理できないことから、隣接する住宅に居住する譲受人が家庭菜園として利用するため、贈与により、所有権を移転するものです。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
足立委員	１７番 足立です。内容につきましては、ただ今事務局の説明のとおりです。現場も確認いたしました。畑等の利用をしていくということを聞いています。何ら問題ないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。
会長	それでは、以上で説明が終わりました。 これより、議案第２６号「農地法第３条の規定による許可申請について」の「所有権の移転」について審議を行います。 まず、７ページ番号９の案件について審議を行います。法第３１条第１項の規定により■■■■番 ■■■■の退席を求めます。 (■■■■ 退席)
会長	本件について、何かご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしゅうございますか。ご意見ないようでございますので、これより、番号９の案件について採決を行います。「所有権の移転」番号９の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手多数。
会長	よって、「農地法第３条の規定による許可申請について」番号９の案件については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

	(入場・着席)
会長	次に、「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1から番号8、番号10から番号14の案件について、審議を行います。本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。
	(質疑・意見なし)
会長	よろしいですか、それではご意見ないようでございますので、これより、番号1の案件について採決を行います。本件について申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
	全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。
	全員挙手。
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。
	全員挙手。
会長	次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。
	全員挙手。
会長	次に、番号5の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。
	全員挙手。
会長	次に、番号6の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方

	は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号 7 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号 8 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号 10 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号 11 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号 12 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号 13 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号 14 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。

	全員挙手。
会長	よって、議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の、「所有権の移転」番号 1 から番号 8、番号 10 から番号 14 の案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
事務局	次に、日程第 5 議案第 27 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いたしました農業委員からの説明をお願いします。 9 ページをお開きください。高島市農委議案第 27 号「農地法 第 4 条の規定による許可申請について」10 ページをご覧ください。 番号 1。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 34 ページから 36 ページをご参照ください。本件は、駐車場と物置の設置にあたり、田 1 筆を農地転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域内の用途地域近隣商業地域に該当するため第 3 種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水は、南側の U 字溝から西側の水路へ放流します。万一被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお本件は、土地区画整理が終わった昭和 49 年以降に、申請者の父が造成し、ボーイスカウトの拠点として利用していたものであり、農地法の許可を得ずに現在に至っていることについて申し訳ない旨の顛末書が添付されています。農地法第 4 条第 2 項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
前川委員	7 番 前川です。ただ今事務局から詳しく説明のあったとおりです。今津町の■■■■と■■■■との間にある土地です。もう顛末書もつけられているということで、やむを得ないと思いますのでよろしく願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第 27 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」番号 1 の案件について、審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。

	(質疑・意見なし)
会長	それではご意見無いようでございますので、これより、「農地法第4条の規定による許可申請について」番号1の案件について採決を行います。 本件について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、「農地法第4条の規定による許可申請について」番号1の案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
会長	次に、日程第6議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当されました農業委員からそれぞれ説明をお願いいたします。
事務局	議案書の11ページをお開きください。高島市農委議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」12ページをご覧ください。 1. 所有権の移転。番号1。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の37ページから40ページをご参照ください。本件は、車両修理工場の廃車置場を確保するため、工場に隣接する田2筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、申請地から300メートル以内にJR湖西線近江中庄駅があることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除については、雨水排水は南側の水路へ放流し、北側と西側につきましてはL型擁壁を設置しています。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお申請地は、平成15年頃から一部廃車置き場として利用しており、今回名義変更手続きをすすめる中で農地転用の許可が必要であることがわかり申請に及んだもので、農地法の許可を得ずに利用していることについて申し訳ない旨の顛末書が添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
水口委員	3番 水口です。ただ今事務局から説明があったとおりです。こうなった経緯も譲受人に聞かせてもらってたんですけども、先代の代からこのような状況になっていたようで、譲受人本人も、農地ということ知らなか

事務局	ったみたいです。皆様ご審議よろしく申し上げます。 番号２。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の４０ページから４２ページをご参照ください。本件は、譲受人の自宅の植栽や建物の維持管理をするための通路を設けるため、隣接する田１筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は、申請地は都市計画区域内の用途地域、第１種住居地域であることから第３種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除については、造成面には排水勾配を設けます。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
前川委員	７番 前川です。ただ今事務局から丁寧に説明のあったとおりです。よろしく願いいたします。
事務局	番号３。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の４３ページから４５ページをご参照ください。本件は、宅地建物取引業を営む譲受人が、近隣住民の駐車スペースが不足していることから、田１筆を売買により譲り受け、普通車５台、軽自動車５台の駐車区画を設け、貸し駐車場として農地転用するものです。農地区分は、申請地は都市計画区域内の用途地域、第１種住居地域であることから第３種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除については、雨水排水については造成面には排水勾配を設けて放流します。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
前川委員	７番 前川です。ただ今の事務局からの説明のとおりであります。現地を確認しましたけれども問題ないと思いましたので、皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。
事務局	番号４。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の４５ページから４８ページをご参照ください。本件は、主に土木建築工事、産業廃棄物の処理・再生業を営んでいる譲受人が、工事に伴って発生する産業廃棄物のリサイクルをする施設を拡張するため、隣接する田１筆を売買により譲り受け、

	農地転用するものです。農地区分は、団地規模が10ヘクタール以上の農地であることから第1種農地と判断されますが、転用目的が既存施設の拡張であること、拡張する面積が、既存施設の面積の1/2を超えないことから、例外許可の基準を満たしていると考えます。また申請地は、令和5年3月13日付けで農業振興地域内農用地区域から除外済みです。周辺の被害防除については、雨水排水については、敷地内に素掘水路を設置し、北側の水路へ放流します。また、西側および南側にL型擁壁を設置します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。隣接農地所有者の承諾書も添付されております。また、受益地である今津東部土地改良区との協議も整っているところです。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
岡本委員	8番 岡本です。申請内容は、ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議の方、よろしくお願いいたします。
事務局	番号5。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の48ページから50ページをご参照ください。本件は、市内で不動産業を営んでいる譲受人が、事業計画の一環として宅地分譲するため、田1筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域内の用途地域、第1種住居地域および第1種低層住居専用地域であることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。今回の申請地で3区画の宅地分譲を計画しています。周辺の被害防除については、雨水は、北側および南側の道路側溝へ放流します。また、東側および西側の一部にL型擁壁を設置します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。隣接農地所有者の承諾書も添付されております。また受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は今年6月下旬から9月下旬の予定です。以上でございます。
足立委員	17番 足立です。内容につきましては、ただ今事務局の説明のとおりでございます。場所的には新旭駅西の地域にあたりまして、住居地域、分譲が進んでいる地域でございます。問題ないと思います。ご審議の方よろしく申し上げます。

事務局	番号 6。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 51 ページから 53 ページをご参照ください。本件は、市内で不動産業を営んでいる譲受人が、事業計画の一環として宅地分譲するため、田 3 筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域内の用途地域、第 1 種住居地域および第 1 種低層住居専用地域であることから、第 3 種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。今回の申請地で 9 区画の宅地分譲を計画しています。周辺の被害防除については、雨水は、東側および西側の道路側溝へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は今年 6 月上旬から 9 月上旬の予定です。以上でございます。
足立委員	17 番 足立です。内容につきましては、ただ今事務局の説明のとおりです。この土地につきましても、新旭駅西にあたりまして宅地分譲がどんどん進んでいるといった地域で、住居地域という形になっています。ご審議のほどお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について審議を行います。 本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 (意見・質疑なし)
会長	よろしいですか、ご意見ないようでございますので、これより、議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」採決を行います。 「所有権の移転」番号 1 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 2 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第２８号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」６件については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	それでは、次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。 （農業政策課職員が入室）
会長	それでは、続きまして、日程第７ 議案第２９号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。農業政策課より説明をお願いします。
農業政策課	農業政策課南村と申します。私より農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画 令和５年５月１９日、滋賀県高島市。続いて農用地利用集積計画表は１５ページでございます。

	なお貸し手、借り手の住所、氏名などの読み上げについては割愛させていただきます。利用権設定について。利用権設定農用地は１７筆、利用権設定面積は２０，７０１平方メートルでございます。内訳といたしまして新規６筆、面積は１０，４３０㎡、継続１１筆、面積１０，２７１平方メートルでございます。利用権設定者は８名、農用地利用申出者は５名でございます。その他利用権設定各筆明細は１６ページから１７ページのとおりでございます。 続きまして所有権移転についてです。所有権移転農用地は９筆、所有権移転面積は９，６４０平方メートル、所有権譲渡者売り手は４名、所有権譲受者買い手は６名でございます。その他所有権移転各筆明細は１８ページのとおりでございます。農用地利用申出者および所有権移転譲受者はすべての農用地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第２９号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議に入ります。まず１６ページから１７ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号９から番号１５の案件について、審議を行います。法第３１条第１項の規定により、■番■の退席を求めます。 （■ 退席）
会長	本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見ないようでございますので、これより、番号９から番号１５の案件について採決に入ります。 本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号９から番号１５の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

会長	(入場・着席) 次に、１６ページから１７ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号８、番号１６から番号１７の案件について、審議を行います。本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか、それではご意見無いようですので、これより番号１から番号８、番号１６から番号１７の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号１から番号８、番号１６から番号１７の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
会長	続いて１８ページ、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号９の案件について審議を行います。法第３１条第１項の規定により 番 の退席を求めます。 (退席)
会長	それでは、本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか、ご意見ないようでございますので、これより番号９の案件について採決を行います。 本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 9 の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。 (入場・着席)
会長	それでは続いて、18 ページ、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 から番号 8 の案件について審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようですので、これより、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 から番号 8 の案件について、採決を行います。 本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 から番号 8 の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第 8 議案第 30 号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。農業政策課より説明をお願いします。
農業政策課	農業政策課の大辻と申します。私の方からは、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについてご説明申し上げます。19 ページをご覧ください。今回申請がありましたのは今津地域の方で継続が 1 件、マキノ地域で新規が 1 件となっております。それでは申請の内容につきましてご説明申し上げます。20 ページをご覧ください。まず番号 1 の さんの農業経営改善計画の概要でございます。5 年前の経営面積は 1, 050 アールであり、これを 1, 250 アールまで拡大する計画を立てられておりました。現状は計画を上回る 1, 340. 4 アールとなり、今後も農地の交換等により 30 アール以上の農地を中心に集積集約し作業効率の向上を図ることで経営面積を 1, 630. 4 アールまで拡大する計画を立てられております。また、今後につきましても、水稻と果樹を中心とした

	経営に移行させつつ、早生晩成をバランスよく作付けして、作業分散させたり、生産調整に加工用米や麦を取り入れたりして収益の向上を図るという計画を立てられていらっしゃいます。 続きまして21ページをご覧ください。番号2の[]さんの農業経営改善計画の概要でございます。今回、これまでの主たる従事者であったお父様から引き継ぐ形で新規で認定農業者の申請をされました。現在は水稲、露地野菜、果樹などを合わせて510アール営農されております。今後はアルバイトを雇用して人材確保をしつつ、計画的に機械を更新され作業効率を上げながら、またSNS等の活用で収益向上を図り、経営面積を700アールまで拡大する計画を立てられていらっしゃいます。以上の2件につきましては、農業政策課において慎重に聞き取りを行い内容を審査しておりますことと、また各関係機関から同意をいただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につきまして、意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第30号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか、ご意見がないようでございますので、これより、番号1、番号2の案件について、採決を行います。まず、番号1の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号1、番号2の案件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

会長	以上で、本日の議事日程は、全て終了とさせていただきます。 (午後 2 時 5 0 分 議事終了)
----	--

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 1 4 番 _____

議事録署名委員 1 7 番 _____